

○北海道の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令
北海道警察本部訓令第31号
平成7年12月15日

改正 平成17年12月28日警察本部訓令第36号、30年3月16日第4号、令和4年3月29日
第10号

北海道の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令を次のように定める。

北海道の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規則(平成7年北海道公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、協力援助者の見舞金(死亡特別見舞金を含む。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の申請)

第2条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)第2条の規定に基づき北海道が給付の責に任ずることとなる災害に該当すると認められる災害が発生した場合において、当該災害が発生した場所を管轄する警察署長、協力援助を要請した警察官の所属長及び給付を受けるべき者の住所地を管轄する警察署長(以下「関係警察署長等」という。)は、規則第1条に規定する事由により見舞金の支給を要すると認めたときは、別表第1に掲げるところにより、死亡見舞金等支給申請書(別記第1号様式)、障害見舞金支給申請書(別記第2号様式)又は傷病見舞金支給申請書(別記第3号様式)に必要書類を添付の上、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に見舞金の支給を申請しなければならない。

2 前項の場合において、札幌方面以外の方面の関係警察署長等にあつては、当該方面本部長を経由するものとし、方面本部長は当該申請に関し必要な意見を付するものとする。

(功労の程度等の判断基準)

第3条 規則第2条第2項第1号及び第2号に規定する功労の程度等の判断基準は、別表第2に掲げるところによる。

(委員会の設置)

第4条 協力援助者に対する見舞金の支給に関する審査をするため、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)に北海道警察協力援助者見舞金審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が会務を統括する。

2 委員長には警務部長、委員には警務部参事官(警務課長)、警務部参事官(監察官室長)、総務部参事官(会計課長)及び警察本部の各部(警務部を除く。)の首席参事官をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査の下命)

第6条 警察本部長は、第2条の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会に対し当該事案の審査を命ずるものとする。ただし、傷病見舞金の支給申請については、審査を省略し、直ちに支給の決定に移行することができるものとする。

(委員会の審査)

第7条 委員会の審査は、書面によるものとする。

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ審査を行うことができないものとする。

4 委員会の審査は、審査を行った委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第8条 委員長及び委員は、協力援助者又は見舞金の支給を受けるべき者との関係その他について、事案審査の公正を期し難いと認められる場合は、その審査に関与することができない。

(持ち回り審査)

第9条 委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査(以下「持ち回り審査」という。)をもって、委員会の決定とすることができる。

2 前項の規定により持ち回り審査を行う場合は、委員長及び委員の過半数の審査を経なければならない。

3 第7条第4項及び前条の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、第7条第4項中「審査を行った委員長及び委員」とあるのは、「審査を経た委員長及び委員」と読み替えるものとする。

(審査結果の答申)

第10条 委員長は、審査の結果を答申書(別記第4号様式)により、警察本部長に答申しなければならない。

(委員会の記録)

第11条 委員長は、審査の状況を明らかにするため北海道警察協力援助者見舞金審査委員会議事録(別記第5号様式)を作成しなければならない。

(支給の決定通知等)

第12条 警察本部長は、見舞金の支給を決定したときは、見舞金支給決定通知書(別記第6号様式)に見舞金支給通知書(別記第7号様式)を添付の上、関係警察署長等に通知(札幌方面以外の方面の関係警察署長等については、当該方面本部長を経由)するものとする。この場合において、関係警察署長等は、速やかに、見舞金の支給を受けるべき者に対して見舞金支給通知書を交付するものとする。

(支給事務等)

第13条 見舞金の支給に関する事務及び第4条に規定する委員会の庶務は、警察本部警務課において行う。

2 警察本部警務課長は、見舞金支給記録簿(別記第8号様式)を備え付け、見舞金の支

給の経過を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成7年12月15日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成17年警察本部訓令第36号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

※ 別表等省略